

[事案 29-372] 転換契約無効等請求

・平成 31 年 1 月 8 日 裁定不調

<事案の概要>

新たな医療保険を契約するものと誤信して契約したこと等を理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 12 月に終身保険を転換した利率変動型積立保険について、以下等の理由により、契約転換を無効とし、慰謝料等を支払ってほしい。

(1) 募集人から「本契約と解約返戻金は触りません」等の虚偽の説明があり、終身保険の主契約部分には変更がなく、新たな医療保険に加入するものと誤信して契約をした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 募集人は、転換前契約の積立金を取り崩して保険料を軽減するプランと、これをしないプランの設計書を準備し、これらの資料を用いて、申立人に対し、転換契約の内容を説明した。また、募集人は「本契約と解約返戻金は触りません」などという説明は行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人から虚偽の説明があり、そのことで申立人が契約転換について誤信したとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないと回答があったため、手続を終了した。

(1) 募集人は、申立人の保険契約に対する具体的な意向を把握していなかった可能性が高い。

(2) 転換内容の説明に関しても、募集人は、一般的な説明はしているものと推測されるが、契約者の意向に即した説明がなされたとは考えにくく、そのことが申立人に誤解を生じさせた可能性は否定できない。また、一般的に、保険料払込みの終了した終身保険は契約者にとって重要な場合が多く、これを消滅させて、転換という新たな契約を勧誘する場合には、より丁寧な対応が求められる。